看護小規模多機能型居宅介護あったかい家運営規程

（事業の目的）

第1条

この規程は看護小規模多機能型居宅介護あったかい家（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員及び従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対して、適切な看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供するのを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び「東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第34号）」第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて事業を実施する。

2　利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を行う。心身の特性を踏まえて、自立した日常生活が営むことが出来るよう、通いを中心として、訪問、宿泊、訪問看護を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の日常生活上のお世話及び訪問看護による体調管理を行う。

3　利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

4　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努める。

6　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医への情報提供を行うものとする。

7　前6項の他、基準条例に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施する。

（事業の運営）

第3条

看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によっての

み行うものとし、第三者への委託は行わない。

（事業所の名称等）

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　(1)　名　称　看護小規模多機能型居宅介護あったかい家

　(2)　所在地　東広島市高屋町造賀２４１－１

(3)　電　話　082-401-4030

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条

　　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

　　管理者　1名　（常勤・介護職員と兼務）

　　管理者は、従業者の管理、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用の申し込みに

　　係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等に

おいて規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項につ

いて、指揮命令を行う。

2　介護支援専門員　1名　（常勤・介護職員と兼務）

　介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービス

が提供されるよう、介護計画を作成するとともに、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用に関する市町村への届け出、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所所等の他の関係機関との連携、調整等を行う。

3　介護従業者

1. 介護職員　4名以上（常勤専従2名以上）

　介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して必要な介護及び

　世話、支援を行う。

1. 看護職員　２．５名以上

介護職員は主治医の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう、主治医との連絡

調整、看護サービスの提供を担当する看護職員の監督等を行うとともに、介護計画に沿

った介護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護

計画」という。）及び看護小規模多機能型居宅介護報告書（以下「サービス報告書」と

いう）に関し、指導、助言等必要な管理を行う。

　　また、主治医の指示が位置付けられた介護計画に基づき、看護サービスの提供を行うとともに、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1）営業日　　　365日

(2）営業時間　　通いサービス　基本時間　　 9時から16時まで

　　　　　　　　　宿泊サービス　基本時間　　16時から9時まで

　　　　　　　　　訪問サービス　２４時間

（登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）

第7条

1　事業所の登録定員は29名とする。

2　事業所の通いサービスの利用定員は18名とする。

3　事業所の宿泊サービスの利用定員は9名

（看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容）

第8条

1　看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容は、次のとおりとする。

2　サービス計画の作成

3　介護計画の作成

4　通いサービス

　　利用者を事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や支援、生活リハビリを提供する。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うように努めるものとする。

ア　日常生活動作に関する支援

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

①　移動の介護

②　養護（静養）

③　その他必要な介護

　イ　健康のチェック

　　　血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

　ウ　機能訓練

　　　利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練及び利用者の心

　　　身の活性化を図る為の各種訓練を行う。

　　　①　生活リハビリ

　　　②　レクリエーション

　　　③　グループ活動

　　　④　行事活動

　　　⑤　園芸活動

　　　⑥　趣味活動

　　　⑦　地域活動への参加

　エ　食事介助

　　　①　食事の提供

　　　②　食事の準備・片付け

　　　③　食事摂取の介助

　　　④　その他必要な食事の介助

　オ　入浴介助

　　　①　入浴又は清拭

　　　②　衣類の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

　　　③　その他必要な入浴の介助

　カ　排泄介助

　　　利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切

　　　な援助を行う。

　キ　送迎支援

　　　利用者の希望により、利用者の自宅と事業者間の送迎を行う。

4　訪問サービス

ア　介護サービス

　　利用者と居宅を訪問して次の介護サービスを行う。サービスに当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うように努めるものとする。

　　①　入浴、排泄、食事、清拭、体位変換等の身体介護

　　②　調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助

　　③　安否確認、見守り

イ　看護サービス

　　利用者に対して次の療養上の世話又は、必要な診療の補助を行う。

　　①　病状・障害の観察

　　②　清拭・洗髪等による清潔の保持

　　③　食事および排泄等日常生活の世話

　　④　床ずれの予防・処置

　　⑤　リハビリテーション

　　⑥　ターミナルケア

　　⑦　認知症患者の看護

　　⑧　療養生活や介護方法の指導

　　⑨　カテーテル等の管理

　　⑩　その他医師の指示による医療処置

5　宿泊サービス

　　利用者を事業所に宿泊させ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う。サービスに当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うように努めるものとする。

6　相談、援助等

　　利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

ア　日常生活に関する相談、助言

イ　認知症有病者で有る利用者の家族に対する相談、助言

ウ　福祉用具の利用方法の相談、助言

エ　住宅改修に関する情報の提供

オ　医療系サービスの利用についての相談、助言

カ　日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

キ　家族や地域との交流支援

ク　その他必要な相談、助言

　（居宅サービス計画の作成）

第9条

1 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護サービスのサービス提供開始時に、

　「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」具体的取り組み方針に添

って、居宅サービス計画を作成する。

2　介護支援専門員は、要介護状態の利用者に応じて作成した居宅サービス計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。

3　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、居宅サービス計画を利用者に交付する。

4　居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身及び家族の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握すると共に、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護サービス以外の保険医療サービス及び福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス計画に位置付けるように努めるものとする。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

（看護小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第10条

1　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続する事が出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問介護サービス、宿泊サービス及び訪問看護サービスを柔軟に組み合わせ、従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成する為の具体的な介護及び介護サービス内容を記載した介護計画を作成する。

2　前項の介護計画のうちサービスに係る記載については、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものとし、看護職員との密接な連携を図り作成する。

3　介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。

4　介護支援専門員は、介護計画を作成した際には介護計画を利用者に交付する。

5　事業者は主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供する為、第1項の介護計画を利用者の主治医に定期的に提出する。

6　介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

（看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第11条

1　看護職員は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載したサービス報告書を作成する。

2　事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供する為、前項のサービス報告を、利用者の主治医に定期的に提出する。

（利用料等）

第12条

1　事業者が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用料は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスで有る時は、その1割、2割又は3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については介護報酬の告示の額とする。

2　次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

1. 宿泊に関する費用　1泊につき　個室２，２００円　　３人部屋２，０００円

　　　　　　　　　　　　　トイレ付個室２，４００円

（2）食費の提供に要する費用　朝食　３５０円、昼食　６５０円

おやつ１００円　夕食　６５０円

（3）おむつ代　テープ型１２０円～１５０円/枚

　　　　　　　　パンツ型１２０円～１５０円/枚

　　　　　　　　パッド　３０円/枚

（4）次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを行

　　う場合に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1ｋｍあたり４０円とする。

（5）次条に定める通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して、送迎を

行った場合の費用は、通常の事業実施地域を越えた地点から、路程1ｋｍあたり、４０円とする。

（6）前各号に掲げるものの他、看護小規模多機能型居宅介護サービスおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担する事が適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3　前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4　看護小規模多機能型居宅介護サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対しサービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

5　費用を変更する場合にはあらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

6　法定代理受領サービスに該当しない看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第13条

1　通常の事業の実施地域は、東広島市の高屋町、福富町、河内町とする。

（サービスにあたっての留意事項）

第14条

1　利用者及びその家族は看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意するものとする。

2　利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

3　利用者は、事業所においてサービスを利用する時は、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

4　利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービスの利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。

5　事業所内の設備や器具は、本来の用法に従って利用する。これに反した利用により破損等が生じたときは、弁償して頂く場合がある。

6　他の利用者の迷惑になる行為は行わない。

7　所持金品は、自己の責任で管理する。

8　事業所内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

9　非常災害避難時は従業者の指示に従う。

10喧嘩、口論等で他人に迷惑を及ぼしてはいけない

11他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らしてはいけない。

（衛生管理等）

第15条

1　利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、常に衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じる。

2　事業所において食中毒及び感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

3　従業者へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

（緊急時等における対応方法）

第16条

1　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

　　2　利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、東広島市、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

　　3　利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

　　4　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

　　5　利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

　　（非常災害対策）

　　第17条

　　1　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、天災その他の災害が、発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとる。

　　2　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第18条

1　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦

情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦

情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3　事業所は苦情がサービスの質向上を図る上で重要な情報であるとの認識にたち、苦

情の内容を踏まえてサービスの質向上に向けた取り組みを行う。

　　4　事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅サービスが他の居宅看護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市長村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市長村が行う調査に協力するとともに、市長村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

　　5　事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第19条

1　事業所は、利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2　事業所が知り得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護

　　　サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、サービス担当者会議等、外部への情報提供において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（虐待防止に関する事項）

第20条

1 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる

ものとする。

(１) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について、従事者に周知徹底を図る。

(２) 虐待の防止のための指針を整備する。

(３) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(４) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(５) 看護小規模多機能型居宅介護サービスを実施するにあたり、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わないものとする。

(６) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由とその態様及び時間など必要な事項を記録するものとする。

(７) 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に当該従事者又は養護者 （ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる

ご利用 者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報するものとする。

　（身体拘束）

第21条

1　事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2　前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間、解除の予定等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件及び期間内において最小限度の範囲内でのみ行うことができる。

3　前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備し、身体的拘束等を解除することを目標に鋭意検討を行う。

　労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。

（地域との連携等）

第22条

1　事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2　運営推進会議の開催は、おおむね２ヶ月に１回以上とする。

3　運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、東広島市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び看護小規模多機能型居宅介護サービスについての知見を有する者とする。

４　会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認等とする。

５　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営に関する重要事項）

第23条

1　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　　随時

2　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

3　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対し自ら適切な看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

4　事業所は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

5　事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第７３条第２項に規定する認定審査会の意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。

6　看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けている利用者が、正当な理由なしに看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。

7　事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させる代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

8　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

9　事業所は、看護小規模多機能型居宅介護サービスに関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

10　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ライフケア高砂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（短期利用居宅介護サービス）

第24条

事業所は看護小規模多機能居宅介護事業所の登録数が当該指定看護小規模多機能居宅介護事業所の登録未満で、なおかつ登録者に対して看護小規模多機能居宅介護サービスの提供に支障がない場合は、指定居宅介護支援事業所の依頼により、7日間以内（利用者の日常生活上を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の短期利用居宅介護サービスを提供するものとする。

附則

この規程は、令和７年２月１日から施行する。